

平成21年9月18日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長
社会・援護局保護課長
社会・援護局福祉基盤課長
社会・援護局障害保健福祉部企画課長
老健局高齢者支援課長

殿

日本放送協会営業局長



社会福祉事業施設入所者の放送受信料免除における
免除事由証明先の拡大について（周知依頼）

平素より当協会の放送事業に格別のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、放送受信料の免除措置については、「日本放送協会放送受信料免除基準」に基づき実施しており、社会福祉事業施設入所者の方が入所に際してテレビを持ち込まれた場合は、全額免除の対象となります。これまで、施設入所者の全額免除の申請については、市町村で免除事由の証明を受け、当協会に所定の免除申請書を提出していただいております。

施設入所については、市町村により決定される「措置制度」により実施されていましたが、入所者自身が市町村を通すことなく直接、施設と契約する「契約・利用制度」に移行しています。こうした状況をふまえ、免除事由の証明を市町村に加えて、施設長様が施設入所について証明していただける場合も、免除を適用するよう取り扱いを変更いたしました。

つきましては、今回の免除事由の証明先の拡大についてご了知いただきますとともに、都道府県や市区町村等の関係機関に対して、ご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

平成21年10月より、総務省が放送受信料全額免除世帯を対象に、「地上デジタル放送受信のための支援」を行うこととなっております。施設長様に免除事由を証明していただくことは、円滑な支援にもつながると考えておりますので、重ねてよろしくお願いいたします。

なお、今回の取り扱いの変更については、当協会より都道府県、施設の関係団体、各施設へご説明いたします。

担当 日本放送協会営業局（計画）

西川、今村

TEL 03-5455-5166・6121

〈参 考〉

社会福祉施設入所者の放送受信料免除について

【免除事由の証明先の拡大】

平成21年9月まで	平成21年10月以降
<ul style="list-style-type: none">・市区町村長・福祉事務所長	<ul style="list-style-type: none">・市区町村長・福祉事務所長・施設長

【免除申請の流れ】

